

支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎異動(退職・転勤・休職など)があった場合にはすみやかに提出してください。

○給与の支払を受けることなくなる場合、次の場合に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定月日	支払予定日の徴収予定額	一括徴収予定額	備考	※	市町村記入欄
		千円	千円	千円	千円	千円
1. 異動が令和年12月31日までで、申出があつたため(月日申出)	年1月1日	千円	千円	千円	千円	一括徴収した月分税額は月分で納入します
2. 異動が令和年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	年1月1日	千円	千円	千円	千円	

◎新(ハ)勤務券(転勤券等)

月割額	円	月分から徴収	特別徴収義務者指定期定番号	番
を			（ ） -	
するよう連絡です。		〒	電話番号	

※※※ 翌年1月1日以降退職される方については、一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5)